

## 平成26年度第1回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成26年6月5日(木) 13:30~14:40

2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 14名

( 佐藤会長、山崎委員、三浦委員、杉原委員、鈴木委員、吉田委員、  
守本委員、永田委員、黒坂委員、小泉委員、藤田委員、浅井委員、  
齊藤委員、本間委員 )

5 傍聴者 2名

### 6 議 題

(1) 委員紹介及び会長選出

(2) 諮問事項の審議

私立高等学校の設置計画について (1件)

私立高等学校の廃止認可について (1件)

私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員増)認可について (7件)

私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員減)認可について (2件)

私立専修学校に係る目的変更認可について (3件)

私立専修学校の廃止認可について (2件)

私立各種学校の廃止認可について (2件)

(3) 協議事項

全国私立学校審議会連合会理事の選出について

### 7 議事の経過及びその結果

本年度は委員の改選期(約半数が改選)に当たることから、はじめに、学事課長から委員全員を紹介した後、前期において会長職務代理者であった佐藤委員が議長となって、会長の選出を行った。

三浦委員から佐藤委員を推薦する旨発言があり、全会一致で佐藤委員を会長に選出した。引き続き、佐藤会長から会長職務代理者として黒坂委員を指名した。

その後、佐藤会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言後、杉原委員、黒坂委員を議事録署名人に指名した。

審議に先立って、前回答申の処理状況について資料2に基づき事務局から説明するとともに、委員改選後、初回の審議会となることから、北海道私立学校審議会における審査スケジュール等について、事務局から資料3に基づき事務局から説明した。

その後、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立高等学校の設置計画について

北海道芸術高等学校の設置計画(諮問番号第450号(1))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

## 【事務局説明】

資料4をご覧ください。諮問番号第450号（1）、資料の1ページになります。

この案件は、学校法人恭敬（きょうけい）学園設立準備委員会が、不登校や学力不振に悩む生徒に加え、芸術分野を積極的に学びたいと望む生徒を受け入れるための広域通信制の高等学校を平成27年4月1日から設置しようとする計画です。

北海道芸術高校は、構造改革特別区域法に基づき、「株式会社日本教育工房」が、十勝管内の清水町から認可を受けて、平成18年4月に設置された株式会社立の学校であり、開校から8年、高等学校教育を行ってきたところであります。この度、将来の学校経営の継続性や安定性、また公共性の維持、教育環境の充実を図るため、新たに学校法人を設立し、学校法人立の学校に変更しようとするものです。

株式会社立学校の学校法人化に当たっては、「設置者変更」の手続き、又は「学校設置」の手続きのいずれかによるかは、認可庁が判断して差し支えないとの見解が、文部科学省から示されておりまして、道におきましては、教育活動の実績を踏まえた上で、北海道の設置認可基準により、新たに審査を行い、私立学校審議会の諮問を経て、「新設」の認可と同様の手続きを踏む必要があると考えており、今回、この考え方にに基づき、計画申請があったものです。

では、計画の内容についてご説明します。学校の名称は、現在と同じ名称の「北海道芸術高等学校」を予定しており、学校の位置は、余市郡仁木町東町5丁目4番地1、旧仁木商業高等学校の施設を活用する計画であり、校地校舎については、既に北海道教育庁から購入済みです。

なお、現在使用している清水町の校舎等の面積が、北海道の設置認可の基準を満たしていないため、新たに仁木町にある廃校舎を取得し、活用することとなりました。

目的については、記載のとおりであり、開校予定は、平成27年4月1日、課程は「通信制」、学科は「普通科」、修業年限は3年以上となっております。普通科の中で芸術に関する8つのコースが設定されております。教育区域については、47都道府県を想定しており、なお、教育区域については、別途、道において、各都府県に意見照会を行うこととしております。

収容定員については、1,350人を予定しており、教員数については、校長、副校長、教頭及び教諭をあわせて、専任教員が23人、また、専任の事務職員が6人で、ともに基準を満たしております。

なお、開設初年度においては、現在の株式会社立の北海道芸術高等学校の在校生を全て、受け入れることとしており、受入に対応する教員を確保しております。運動場や校舎の面積は基準に適合しておりますが、体育館については、本計画了承後、基準に適合するよう、一部校舎を改修する計画となっております。

また、必要な校具、教具も整備されることとなっております。経費及び維持方法については、生徒納付金及びその他収入をもって充てることとなっております。

なお、学校法人の設立の認可につきましては、計画了承後、学校設置の認可（本申請）と併せて申請されることとなっております。

計画の内容は、以上のとおりです。ご審議をよろしく申し上げます。

## 【審議、質疑応答】

○会長 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

○委員A ナンバー10の校舎のところ、たぶん説明があったと思うんですが、体育館の面積の右上に米印がついているのですが、これはどういう意味でしょうか。

○事務局　あくまで計画の数字として2,214.1㎡ということで、基準を計画  
上は上回っているのですが、これは改修工事をしたうえでの数字です  
ので、本申請の時までには、同様の工事がされていなければ認められ  
ないので、注意の意味で米印を付けております。

(ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

(2) 私立高等学校の廃止認可について

駒澤大学附属岩見沢高等学校の廃止認可（諮問番号第450号（2））について、資  
料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料4の2ページを御覧ください。本認可申請は、学校法人駒澤大学が設置する駒  
澤大学附属岩見沢高等学校の廃止に係る認可申請でございます。

駒澤大学は北海道内において、空知南学区に附属岩見沢高等学校、胆振東学区に附  
属苫小牧高等学校の2校を設置していましたが、附属岩見沢高等学校は、中卒者の減  
少などによる志願者数の減少により、平成13年以降、入学定員を満たすことはなく、  
特に平成15年以降は1学年の定員180人に対し、実員が100名以下の場合がほとん  
どであり、定員の充足が厳しい状況にありました。

加えまして、今後の空知南地区の中卒者の見込み数や校舎老朽化への対応などから、  
当該地域における学校運営は困難と判断し、附属岩見沢高等学校は、平成24年度か  
ら生徒募集を停止しております。

次に、生徒の処置についてですが、平成23年度に入学した46名が在籍してありま  
したが、全員が卒業しております。

また、教職員の処遇についてですが、教職員11名のうち、平成26年4月1日付け  
で、駒澤大学が設置する他の学校に6名、それ以外の道内の高等学校等に3名が異動  
しております。また2名は退職しております。

なお、資料にはございませんが、校地校舎等についてですが、校舎は解体すること  
としており、本年秋ころまでに解体となる予定です。校地については、売却を軸に検  
討中であると聞いております。

最後に、生徒指導要録についてですが、学校法人が存続し、かつ、指導要録の保管  
を望んでいることから、駒澤大学本部で保管することとしております。

学校法人の寄附行為には、法人の設置する学校の名称が記載されることになってお  
りまして、附属岩見沢高等学校は、閉校に伴い寄附行為から削除されることとなりま  
す。寄附行為の変更は、平成26年3月27日の法人の理事会で既に決議されてありま  
すが、学校法人駒澤大学は、私立大学及び私立高等学校を設置する学校法人でござい  
まして、寄附行為の変更については、文部科学省の認可を受ける必要があります。

本日も審議いただきます附属岩見沢校当学校の廃止につきまして、ご審議の結果、  
廃止認可可とされた場合、文部科学省の寄附行為変更認可と同日付けで、認可を行  
いたいと考えておりますので、あらかじめ申し添えます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更（定員増）認可について

茨戸メリー幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第450号（3））か

ら伊達幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第450号（9））までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料3ページと4ページになります。幼稚園の収容定員の増に係る園則変更認可に関する諮問案件、7件です。

案件説明に先立ちまして、私立幼稚園の収容定員の変更に係る審査基準について、説明させていただきます。

これまで、道では、定員審査に当たりまして、幼稚園設置基準等の国が定める教職員組織体制や施設及び設備の基準のほか、道独自基準として、適正配置の観点から、地域における収容見込み幼児数などについて、一定の基準を設けて審査を行ってきたところです。この道独自基準について、前回、前々回の私学審議会において説明させていただきましたとおり、「子ども・子育て支援新制度」の実施を見据えて、本年4月に見直しを行ったところです。

この「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」及びその関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育・教育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度で、平成27年4月から本格スタートの予定となっています。新制度の実施に伴う財源は、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円が充てられることとなっています。

この新制度の実施主体は市町村となりまして、すべての市町村において地域の教育や保育のニーズを把握し、供給計画を策定することとなります。また、施設運営に係る公的助成については、私立幼稚園についても、申し出をしない限り、道からの「私学助成」ではなく、市町村から「施設型給付」を受けるようになります。この施設型給付は、都道府県が認可した私立幼稚園の認可定員の範囲内で、市町村が利用定員を定め、利用実績に応じて支払いをすることとなります。

こうした制度変更に伴いまして、私立幼稚園の設置認可等の審査基準において、国が定めた幼稚園設置基準を上回る独自基準を設けている他府県では、現在、基準の見直しを含めた検討が行われており、本道においても、市町村が既存の幼稚園の協力の下、地域ニーズに対応した計画策定が可能となるよう、審査基準の一部改正を行ったところです。

この一部改正により、本道の私立幼稚園の定員変更の際の審査基準は、幼稚園設置基準等の国が定める教職員組織体制や、施設及び設備の基準遵守及び幼稚園の適正運営という基準を満たすことのみを要件とし、当該規定は施行日である平成26年4月16日以降に収容定員の変更認可の審査を受ける者から適用されることとしております。

本日、諮問する定員増申請7件は、この審査基準の一部改正を受けて認可申請書の提出があったものです。

それでは、諮問番号第450号（3）から（9）までを一括してご説明いたします。地域における入園希望幼児数の増加に対応するため、収容定員に係る園則変更認可申請があった7件です。

まず諮問番号第450号（3）学校法人千歳学園が札幌市北区に設置する「茨戸メリー幼稚園」は、現行の定員185名10学級を220名10学級に。

（4）学校法人高陽学園が石狩市に設置する「ミナクル幼稚園」は現行の定員190名9学級を240名9学級に。

（5）学校法人北海道浅井学園が江別市に設置する「第2大麻幼稚園」は、現行の定員160名6学級を180名6学級に。

(6) 学校法人柏学園が恵庭市に設置する「柏学園ひまわり幼稚園」は、現行の定員200名10学級を250名10学級に。

(7) 学校法人中村学園が亀田郡七飯町に設置する「七飯南幼稚園」は、現行の定員200名8学級を230名8学級に。

次のページの(8) 学校法人石狩学園が樺戸郡新十津川町に設置する「新十津川幼稚園」は、現行の定員160名8学級を250名8学級に。

(9) 学校法人伊達キリスト教会学園が伊達市に設置する「伊達幼稚園」は、現行の定員120名4学級を140名4学級にそれぞれ変更するものです。

なお、いずれの幼稚園も、教職員、施設の整備状況につきましては、幼稚園の設置基準を満たしております。

7園の合計でいいますと、現行定員1,215名を1,510名に変更するものであり、全体で295名の定員増となっております。

変更時期は、いずれも平成27年4月1日となっております。

以上、諮問番号第450号(3)から(9)までを一括して説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

#### (4) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員減)認可について

発寒幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第450号(10))及び認定こども園いちい幼稚園の収容定員に係る園則変更認可(諮問番号第450号(11))について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

#### 【事務局説明】

幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可に関する諮問案件2件です。

諮問番号第450号(10)及び(11)を一括してご説明いたします。

資料の5ページになります。諮問番号第450号(10) 学校法人近代学園が札幌市西区に設置する「発寒幼稚園」は、現行定員245名7学級から215名7学級へと、30名の減。

(11) 学校法人北邦学園が札幌市厚別区に設置する「認定こども園いちい幼稚園」は、現行210名8学級から170名6学級へと40名の減となっております。

変更の理由についてであります。2園とも、「幼保連携型認定こども園」として、同一園舎内で私立幼稚園と認可保育所を併設運営しております。今回は認可保育所の事業変更に伴う私立幼稚園の定員変更となります。

「発寒幼稚園」は今年度より認可保育所の運営を開始するため、保育園児の受け入れを想定して、平成26年7月より幼稚園定員を減少するもの。

「認定こども園いちい幼稚園」は既に運営を開始している保育所の定員増に伴い、平成26年10月1日から幼稚園定員を減少するものです。

なお、いずれの幼稚園につきましても、教職員数、施設の整備状況につきましては、幼稚園の設置基準を満たしており、定員減は妥当なものと考えております。

また、今回の定員減に対する影響についてであります。該当する札幌市における私立幼稚園の総定員は、総園児数に対して余裕があり、園児の収容に影響はない状況となっております。説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(5) 私立専修学校に係る目的変更認可について

駒沢看護専門学校に係る目的変更認可（諮問番号第450号（12））から札幌YMCA英語・コミュニケーション専門学校に係る目的変更認可（諮問番号第450号（14））までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

私立専修学校に係る目的変更認可3件につきまして、一括してご説明いたします。

まず、「目的変更認可」について、簡単にご説明します。「目的変更認可」については、専修学校のみにある認可事項であり、専修学校の学科については、目的に応じた8分野のいずれかに分類することとなっております。

分野は、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化教養の8つになります。

学科を廃止したことにより、その分野に置く学科がなくなるような場合は、目的変更の認可が必要になります。

では、資料6ページ、諮問番号第450号の（12）をご覧ください。学校法人駒沢岩見沢学園が岩見沢市に設置する「駒沢看護専門学校」の目的変更認可についてでございますが、当該専門学校は医療分野に2学科、教育社会福祉分野に1学科を設置しておりましたが、平成26年3月末をもって、保育専修科を廃止したことに伴い、教育社会福祉分野に置く学科がなくなることから、当該分野を廃止するため、目的変更認可を行うものでございます。

廃止された保育専修科につきましては、平成26年3月に生徒全員が卒業しております。当該学科の担当教職員につきましては、平成26年3月で4名全員退職しております。

申請書を審査した結果、教員数、校舎面積等の設置基準は全て満たしております。また、保育専修科で使用していた教室等は、現在は使用されておられません。

次に、資料7ページ、諮問番号第450号の（13）をご覧ください。学校法人稲積学園が旭川市に設置する「北都保健福祉専門学校」の目的変更認可についてでございますが、当該専門学校は医療分野に3学科、教育社会福祉分野に1学科を設置しておりましたが、平成26年3月末をもって、介護福祉学科を廃止したことに伴い、教育・社会福祉分野に置く学科がなくなることから、当該分野を廃止するため、目的変更認可を行うものでございます。

廃止された介護福祉学科については、平成26年3月に生徒全員が卒業しております。当該学科の担当教職員につきましては、平成26年3月で3名全員退職しております。申請書を審査した結果、教員数、校舎面積等の設置基準は全て満たしております。また、介護福祉学科で使用していた教室等は、現在は使用されておられません。

続きまして、資料8ページ、諮問番号第450号の（14）をご覧ください。公益財団法人北海道YMCAが札幌市に設置する「札幌YMCA英語・コミュニケーション専門学校」の目的変更認可についてでございますが、当該専門学校は商業実務分野と文化教養分野にそれぞれ1学科を設置しておりましたが、平成26年3月末をもって生涯スポーツ学科を廃止したことに伴い、文化教養分野に置く学科がなくなることから、当該分野を廃止するため、目的変更認可を行うものでございます。

廃止された生涯スポーツ学科につきましては、平成26年3月に生徒全員が卒業しております。当該学科の担当教職員につきましては、コミュニケーション学科に配置転換されております。申請書を審査した結果、教員数、校舎面積等の設置基準は全て満たしております。また、生涯スポーツ学科で使用していた教室等は、他の学科の資料室等に使用されております。

以上、専修学校の目的変更認可3件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【審議、質疑応答】

- 会長 　ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。
- 委員A 　6ページの諮問番号第450号の(12)なんですけども、区分の5のところの内容で、変更前と変更後の表が載っていますが、変更後の方は、看護学科の結局上の表でいうと第1科が残って第2科が消えているのですが、これはどうなっているのでしょうか。教育・社会福祉分野の専門課程の保育専修科が廃止になるということであれば、看護第2学科は残るのかなと思うんですけども、下の表には看護第1科しか残っていないのですが、その辺をご説明していただければありがたいと思います。
- 事務局 　平成26年4月で学科が廃止されておりますのは、ご説明申し上げました保育専修科と医療分野の看護第2科です。併せて看護第1科は看護科に名称変更されておりますが、一番最初の方でご説明申し上げましたとおり、学科を廃止したことによって分野が無くなるような場合は、目的変更の認可の申請が必要でございますので、今回、目的変更の認可申請としては、保育専修科の学科の廃止の認可申請があったものでございます。

(ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(6) 私立専修学校の廃止認可について

空知ドレスメーカー専門学校の廃止認可(諮問番号第450号(15))及び芦別ドレスメーカー専門学校の廃止認可(諮問番号第450号(16))について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

私立専修学校の廃止認可2件につきまして、一括してご説明させていただきます。資料9ページ、諮問番号第450号の(15)をご覧ください。

美唄市にあります個人立の専修学校「空知ドレスメーカー専修学校」の廃止認可についてでございます。在籍生徒もなく、今後も生徒確保の見込みがないため、学校廃止の申請があったものでございます。生徒につきましては、平成26年3月で全員卒業しております。教職員につきましては、平成26年3月で全員退職しております。指導要録等につきましては、設置者が個人立でありますので、北海道で保管することとしております。

続きまして、資料10ページ、諮問番号第450号の(16)をご覧ください。芦別市にあります個人立の専修学校「芦別ドレスメーカー専修学校」の廃止認可についてでございます。

在籍生徒もなく、今後も生徒確保の見込みがないため、学校廃止の申請があったものであります。生徒につきましては、平成25年3月で全員卒業しております。教職員につきましては、平成26年3月で全員退職しております。指導要録等につきましては、設置者が個人立でありますので、北海道で保管することとしております。

以上、専修学校の廃止認可2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【審議、質疑応答】

- 会 長 　ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。
- 委員B 　指導要録の保管ですけども、学事課で保管するのですが、決めはあるんですか、永久保存ですか。
- 事務局 　指導要録等の保管期限につきましては、20年ということになっております。

(ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(7) 私立各種学校の廃止認可について

札幌SHOKA専門学院の廃止認可（諮問番号第450号（17））及び美瑛文化服装学院の廃止認可（諮問番号第450号（18））について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

私立各種学校の廃止認可2件につきまして、一括してご説明させていただきます。資料11ページ、諮問番号第450号の（17）をご覧ください。学校法人札幌慈恵学園が札幌市に設置する「札幌SHOKA専門学院」の廃止認可についてでございます。

生徒募集活動の不調により、生徒在籍者が不在のため、学校廃止の申請があったものでございます。生徒につきましては在籍生徒はおりません。教職員につきましては3名を学校法人慈恵学園に引き継ぎ、1名は平成26年3月で退職しております。指導要録等につきましては、札幌市にあります「学校法人札幌慈恵学園学園事務局」で保管することとなっております。

続きまして、資料12ページ、諮問番号第450号の（18）をご覧ください。上川郡美瑛町にあります個人立の各種学校「美瑛文化服装学院」の廃止認可についてでございます。入学者の減少等により、学校運営の継続が困難となったため、学校廃止の申請があったものでございます。生徒につきましては平成24年3月で全員卒業しております。教職員につきましては平成26年3月で全員退職しております。指導要録等につきましては、設置者が個人立でありますので、北海道で保管することとしております。以上、各種学校の廃止認可2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【審議、質疑応答】

- 会 長 　ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。
- 委員C 　地方都市にあるこういった歴史のある学校が廃校ということは、地方都市の過疎化はますます進むのかなって感じるんですが、例えば文科省の助成とか、他の助成とかで存続を促すとか、そういうような働きかけというのはあったんでしょうか。
- 委員B 　私ども専修学校・各種学校は国の助成が全くないんです。学校教育法第1条に定められている中・高等は1,100億円の助成があるんですが私たちはゼロなんです。もともと1条校でないがために。幼稚園も「第1条校」なんですけども。私どもは124条に位置づけされてまして、各種学校もそういう措置になっていて、補助体制が全くないんです。残念ながら。先生がおっしゃるのももっともな話なんですけど、元々無い助成なもんですから、これを申請うんぬんということには全



くならない状態になっています。

(ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

#### 8 協議事項

全国私立学校審議会連合会理事の選出について、事務局から道におけるこれまでの取扱いや選出経緯などを説明したのち、全会一致で佐藤会長及び山崎委員を理事として選出した。

#### 9 閉 会

以上をもって、平成26年度第1回北海道私立学校審議会を終了した。